

6 秋田大学大学院教育学研究科開設科目に係る成績の評語に関する内規について

第1条 秋田大学大学院教育学研究科(以下「本研究科」という。)の開設科目に係る成績の評語については、本研究科規程第10条に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

第2条 成績評価は、A、B、C、Dの評語をもって表記することとし、A、B、Cを合格とし、Dは不合格とする。

2 評語の基準は100点を満点としたとき、それぞれ以下の基準による。

- A：100～80点(合格)
- B：79～70点(合格)
- C：69～60点(合格)
- D：59～0点(不合格)

第3条 前条第2項の「60点」等の点数は試験の素点を指すものではなく、筆記試験、レポート、作品、授業への参加態度、出席状況等による複数の評価材料を総合して算出した点数を表すものとする。

第4条 「成績単位修得表」等の成績を表示する文書には、評語により成績を記載する。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成19年度以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

7 学位論文に関する内規について

第1条 秋田大学大学院教育学研究科規程第14条の規定に基づき、学位論文(以下「論文」という。)の提出に関して、この内規を定める。

第2条 論文題目届は、修了年次の4月25日までに、研究指導教員の承認を得て、学務担当に提出すること。

第3条 論文の題目を変更する場合は、修了年次の12月20日までに、論文題目変更願を、研究指導教員の承認を得て、学務担当に提出すること。

第4条 論文は、所定の論文用紙(英文タイプによる場合はA4判のタイプ用紙、ワードプロセッサによる場合はA4判のワードプロセッサ用紙)を使用して作成し、修了年次の2月6日午後3時までに論文1部(製本しないもの)に学位論文審査申請書及び論文の概要(和文の字数で6,000字相当の分量とする)を添えて学務担当に提出すること。

2 論文の審査に合格した者は、返却された論文(製本しないもの)を3月14日までに学務担当に提出するとともに、論文のコピー1部を製本して同日までに指導教員に提出すること。

第5条 身体の故障その他特別の理由により、期日までに論文を提出できない者は、2月6日午後3時までに、論文提出猶予願にその理由又は証明書を添え、学務担当に提出しなければならない。

第6条 修業年限を越えて在学する者については、特別に、論文提出期限を8月31日とすることができる。

2 前項の適用を希望する者は、修業年限を越えて在学する年度の4月25日までに、学位論文特別提出願を学務担当に提出しなければならない。

第7条 この内規による提出書類は、所定の用紙を用い、専修主任及び研究指導教員の認印を受けるものとする。

第8条 第2条から第6条までに掲げる提出期日が休日に当たるときは、その翌日又は翌々日を提出期日とする。

8 学位論文及び特定の課題についての研究の成果の評価基準について

学位論文及び特定の課題についての研究の成果における審査に当たっては、次の諸観点に基づいて評価を行う。

- ①問題意識が明確で、課題設定が適切であるか。
- ②先行研究が十分に検討・吟味され、その到達点が踏まえられているか。
- ③目的達成のための研究方法が適切で、論理展開が一貫し、実証的であるか。
- ④得られた知見が妥当で、学術的な意義を有し、かつ社会に貢献するものであるか。
- ⑤研究の内容や方法が一定の発展性と独自性を有しているか。
- ⑥その他、審査に当たっては、専修独自の評価基準を加味することがある。